

○事務局長（野田佳秀君） おはようございます。開会に先立ちまして、町長のほうからご挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○町長（藪内美和子君） 改めまして皆様、おはようございます。

令和5年第1回臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

2月12日に執行されました美浜町議会議員一般選挙におきまして、当選された皆様、誠におめでとうございます。心よりお祝いを申し上げます。

私も、同時に行われました町長選挙におきまして、有権者の皆様のご審判を仰ぎ、3月4日から2期目の任期に入ることとなりました。人口減少問題等、様々な課題がありますが、議員の皆様と議論を尽くしながら、美浜町民の幸せのため、誠心誠意取り組んでいく所存でございますので、どうか皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、議員各位のご活躍を心よりご祈念申し上げ、簡単ではございますが、私の挨拶といたします。

○事務局長（野田佳秀君） 引き続きまして、執行部の皆様方の自己紹介をお願いいたします。

（自己紹介順序）

副 町 長	石 塚 和 夫
会 計 管 理 者	福 島 教
総 務 課 長	中 村 幸 嗣
防災まちづくりみらい課長	太 田 康 之
かがやく長寿課長	井 田 時 夫
教 育 長	塩 崎 善 彦
教 育 課 長	河 合 恭 生
ひまわりこども園長	山 本 理 加
中央公民館長兼図書館長	中 村 厚 美
住 民 課 長	中 西 幸 生
税 務 課 長	浦 真 彰
子育て健康推進課長	谷 輪 亮 文
子育て健康推進課主幹	大 串 千 秋
上下水道課長	大 江 裕
農林水産建設課長	大 星 好 史

○事務局長（野田佳秀君） 議会事務局長の野田です。よろしくお願いいたします。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

年長の繁田議員をご紹介します。

○臨時議長（繁田拓治君） ただいま紹介されました繁田です。地方自治法第107条の

規定によって、臨時に議長の職務を行います。

お諮りします。

このたびお互いに当選の榮譽を担って議席を得たのでありますが、初対面の方もおありだと思しますので、自己紹介をお願いしたいと存じますが、いかがですか。

○議員 「異議なし」

○臨時議長（繁田拓治君） 異議なしと認めます。ただいまから自己紹介をお願いします。

1番の山崎議員から順次お願いします。

（自己紹介順序）

山 崎 悦 子

松 下 太 一

谷 重 幸

北 村 龍 二

古 山 経 生

碓 井 啓 介

谷 進 介

龍 神 初 美

鈴 川 基 次

○臨時議長（繁田拓治君） 90歳の前議員が辞職をしましたので、74歳の私、繁田が年長になりました。よろしくをお願いします。

午前九時〇〇分開会

午前九時〇〇分開議

○臨時議長（繁田拓治君） ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、令和5年美浜町議会第1回臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

諸報告を行います。

地方自治法第121条の規定によって、本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しています。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

しばらく休憩します。そのままお待ちください。

執行部の皆様方は、議会構成が終わるまで平常勤務についておいてください。改めて連絡をいたします。

午前九時〇八分休憩

————— . —————

午前九時〇九分再開

○臨時議長（繁田拓治君） 再開します。

日程第2 議長選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法としましょうか。

○議員 「投票」

○臨時議長（繁田拓治君） 選挙の方法についてお諮りします。

投票によることにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○臨時議長（繁田拓治君） 異議なしと認めます。したがって、選挙は投票によって行います。

ただいまから議長選挙を行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員数は10人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に龍神議員並びに松下議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

○議員 「ありません」

○臨時議長（繁田拓治君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名記載の上、議席番号1番から順番に投票を願います。

それでは、記入ください。

（投票）

投票漏れはありませんか。

○議員 「ありません」

○臨時議長（繁田拓治君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

龍神議員並びに松下議員、開票の立会いをお願いします。

（開票）

選挙の結果を報告します。

投票総数10票。これは先ほどの出席議員数に符合しています。そのうち、有効投票10票、無効投票0票です。有効投票のうち、谷重幸議員10票。

以上のとおりです。

（場内拍手）

この選挙の法定得票数は2.5票です。したがって、谷重幸議員が当選されました。

議場の出入口を開きます。

（議場閉鎖解除）

ただいま議長に当選されました谷重幸議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって告知します。

就任の挨拶をお願いいたします。

○議長（谷重幸君） 皆さんの温かいご理解と協力もありまして、選挙を挟んで三度の議長にご推挙をいただきましたこと、感謝を申し上げます。

この厳しい時代に、皆さんとともに議会としての役割をしっかりと果たしていく所存でございます。皆様のご理解とご協力の下、円滑な議事運営に努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

（場内拍手）

○臨時議長（繁田拓治君） これで、議長選挙が終わりました。

これをもって、臨時議長の職務は全部終了しました。議長、議長席にお着き願います。

どうも至らぬ臨時議長でありましたが、皆様のご協力をいただきまして、無事終了いたしました。厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

（場内拍手）

○議長（谷重幸君） 日程第3 会期決定を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。

日程第4 副議長選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法は、投票、指名推薦のいずれの方法としましょうか。

○議員 「投票」

○議長（谷重幸君） 選挙の方法についてお諮りします。

投票によることにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、選挙は投票によって行います。

ただいまから副議長選挙を行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員数は10人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に碓井議員及び山崎議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名記載の上、議席番号1番議員から順番に投票を願います。

（投票）

投票漏れはありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

碓井議員及び山崎議員、開票の立会いをお願いします。

（開票）

選挙の結果を報告します。

投票総数10票。これは先ほどの出席議員数に符合しています。そのうち、有効投票10票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、北村議員10票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2.5票です。したがって、北村議員が当選されました。

（場内拍手）

議場の出入口を開きます。

（議場閉鎖解除）

ただいま副議長に当選されました北村議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって告知します。

北村副議長、就任の挨拶をお願いいたします。

○副議長（北村龍二君） ただいま副議長に選出させていただきました北村龍二です。皆

様、本当にありがとうございました。

私も議長と同じような考えを持って、円滑な議会運営、そして、開かれた議会というのを目標に頑張っていきたいと思います。そしてまた、私は、皆様、議会議員様と一緒にいろいろなことを学んでいきたいと、このように思っております。ぜひ、皆様よろしくお願ひいたします。本日はありがとうございました。

（場内拍手）

○議長（谷重幸君） これで副議長選挙が終わりました。

しばらく休憩します。

午前九時三十分休憩

———・———

午前九時三十五分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

日程第5 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、議長において指定します。

議席番号と氏名を事務局長から報告します。

○事務局長（野田佳秀君） 報告します。

1番、谷重幸議長、2番、北村副議長、3番、古山議員、4番、松下議員、5番、山崎議員、6番、碓井議員、7番、繁田議員、8番、龍神議員、9番、谷進介議員、10番、鈴川議員。

以上です。

○議長（谷重幸君） 日程第6 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第126条の規定によって、3番、古山議員、4番、松下議員を指名します。

しばらく休憩します。

これから全員協議会を開催しますので、会議室にお集まりください。45分からにします。

午前九時三十七分休憩

———・———

午前十時二十四分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

日程第7 常任委員会委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、議長より指名します。

総務産業建設常任委員会委員に、龍神議員、松下議員、谷重幸議員、碓井議員、谷進介議員。

次に、文教厚生常任委員会委員に、繁田議員、鈴川議員、北村議員、古山議員、山崎議

員。

以上のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、左様選任することに決定しました。

なお、委員長、副委員長については、委員会条例第8条第2項の規定により、各常任委員会において互選願います。

しばらく休憩します。

午前十時二十五分休憩

———・———

午前十時二十五分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

各常任委員会の互選の結果を報告します。

総務産業建設常任委員会委員長に、龍神議員、副委員長に松下議員、文教厚生常任委員会委員長に繁田議員、副委員長に鈴川議員。

以上のとおりです。

日程第8 議会運営委員会委員の選任を行います。

委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、議長より指名します。議会運営委員に碓井議員、繁田議員、古山議員、松下議員、山崎議員、龍神議員、谷進介議員、鈴川議員。

以上のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、左様選任することに決定しました。

なお、委員長、副委員長については、委員会条例第8条第2項の規定により、議会運営委員会において互選願います。

しばらく休憩します。

午前十時二十七分休憩

———・———

午前十時二十七分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

議会運営委員会の互選の結果を報告します。

議会運営委員会委員長に碓井議員、副委員長に繁田議員。

以上のとおりです。

日程第9 御坊広域行政事務組合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

本組合議会議員に鈴川議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した鈴川議員を本組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました鈴川議員が本組合議会議員に当選されました。

ただいま御坊広域行政事務組合議会議員に当選された鈴川議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

日程第10 御坊市外五ヶ町病院経営事務組合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しま

した。

本組合議会議員に谷進介議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した谷進介議員を本組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました谷進介議員が本組合議会議員に当選されました。

ただいま御坊市外五ヶ町病院経営事務組合議会議員に当選された谷進介議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

日程第11 日高広域消防事務組合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

本組合議会議員に繁田議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した繁田議員を本組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました繁田議員が本組合議会議員に当選されました。

ただいま日高広域消防事務組合議会議員に当選された繁田議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

日程第12 御坊日高老人福祉施設事務組合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたい

と思います。

ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

本組合議会議員に碓井議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した碓井議員を本組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました碓井議員が本組合議会議員に当選されました。

ただいま御坊日高老人福祉施設事務組合議会議員に当選された碓井議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

日程第13 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

本広域連合議会議員に龍神議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した龍神議員を本広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました龍神議員が本広域連合議会議員に当選されました。

ただいま和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選された龍神議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

日程第14 議会広報特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。

議会広報特別委員会は、7人の委員で構成、設置し、議会広報の推進に向け、付託の上、調査終了まで継続調査に付したいと思います。

これにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、特別委員会の設置及び調査について、左様に決定しました。

なお、特別委員会の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって議長から指名します。

議会広報特別委員会委員に、北村議員、山崎議員、龍神議員、繁田議員、碓井議員、松下議員、古山議員。

以上のおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員をそれぞれ特別委員会委員に選任することに決しました。

なお、特別委員会委員長、副委員長については、委員会条例第8条第2項により、委員会において互選することと規定されています。したがって、ただいまから休憩しますので、その間に互選願います。

午前十時三十五分休憩

—————・—————

午前十時三十五分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

互選の結果を報告します。

議会広報特別委員会委員長に、北村議員、副委員長に山崎議員が選任されました。

日程第15 地震・津波対策特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。

地震・津波対策特別委員会は、10人の委員で構成、設置し、地震・津波対策について

の推進に向け、付託の上、調査終了まで継続調査に付したいと思います。

これにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、特別委員会の設置及び調査について、左様に決定しました。

なお、特別委員会の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって議長から指名します。

地震・津波対策特別委員会委員に、谷進介議員、古山議員、谷重幸議員、北村議員、松下議員、山崎議員、碓井議員、繁田議員、龍神議員、鈴川議員。

以上のおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員をそれぞれ特別委員会委員に選任することに決しました。

なお、特別委員会委員長、副委員長については、委員会条例第8条第2項により、委員会において互選することと規定されています。したがって、ただいまから休憩しますので、その間に互選願います。

午前十時三十六分休憩

———・———

午前十時三十六分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

互選の結果を報告します。

地震・津波対策特別委員会委員長に、谷進介議員、副委員長に古山議員が選任されました。

以上をもって、議会の構成が決定しました。

お諮りします。

正副議長、各組合議会議員及び広域連合議会議員の任期については、従来慣例により、2か年にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、左様紳士協定とします。

しばらく休憩します。

午前十時三十七分休憩

———・———

午前十時五十五分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

議会構成が全て決まりましたので、お手元配付のとおり報告します。

日程第16 全議案の提案理由説明を求めます。町長。

○町長（藪内美和子君） 令和5年美浜町議会第1回臨時会に提出いたしました報告2件、議案5件、諮問1件について、提案理由を申し上げます。

報告第1号は、専決処分事項の報告（令和4年度美浜町一般会計補正予算（第5号））についてでございます。

本専決処分事項については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億50,000千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を48億63,732千円とするものでございます。

多額の寄附金が寄せられたことによるもので、返礼品等の予算が不足となるため、令和4年12月28日付でやむなく専決処分させていただきましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

報告第2号は、専決処分事項の報告（令和4年度美浜町一般会計補正予算（第6号））についてでございます。

本専決処分事項については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,430千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を48億69,162千円とするものでございます。

国の物価高克服・経済再生実現のための経済対策において、妊娠届及び出生届を提出し、面談とアンケートに回答された妊婦及び養育者に、それぞれ1人につき5万円を支給する出産・子育て応援給付金事業でございます。

昨年12月2日の国の第2次補正において措置され、原則、年度内に支給を完了する必要があることから、令和5年1月23日付でやむなく専決処分させていただきましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、ご承認をお願いするものでございます。

議案第1号は、工事委託契約の変更についてでございます。

令和4年度における町道吉原36号線寺田橋架け替え工事につきましては、工事が完成し、令和4年度分全ての事業費が確定、和歌山県との間で締結している協定書中の金額を減額変更の必要があるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第2号は、令和4年度美浜町一般会計補正予算（第7号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ483千円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を48億68,679千円とするものでございます。

歳入については、6ページの地方交付税、普通交付税の追加は、財源調整によるものでございます。

国庫支出金、国庫補助金、衛生費国庫補助金、清掃費補助金の減額と、県支出金、県補助金、衛生費県補助金、清掃費補助金の減額は、ともに浄化槽設置整備事業費補助金で、今年度の申請者がなかったことによる減額でございます。

県委託金、総務費県委託金、選挙費委託金の追加は、県議会議員選挙委託金でございま

す。

歳出については、8ページの総務費、選挙費、県議会議員選挙費の追加は、県議会議員選挙における入場券の郵送費用などでございます。

衛生費、清掃費、し尿処理費の減額は、浄化槽設置整備事業で申請者がなかったことによるものでございます。

農林水産業費、農業費、農地費の追加は、電気料金の高騰による下水道事業会計農集分での追加補正分でございます。

土木費、土地計画費、下水道費、負担金補助及び交付金の追加は、電気料金の高騰による下水道事業会計公共分での追加補正分でございます。

議案第3号は、令和4年度美浜町下水道事業会計補正予算（第3号）についてでございます。

今回の補正は、収益的収入及び支出の補正をお願いするもので、電気料金の高騰による動力費の追加と消費税及び地方消費税の減額でございます。

収益的収入及び支出の補正額は3,034千円の追加で、補正後の事業収益合計及び事業費用合計は2億22,276千円となっております。

議案第4号は、令和4年度美浜町下水道事業会計補正予算（第4号）についてでございます。

今回の補正は、収益的支出の補正をお願いするもので、電気料金の高騰による動力費の追加と消費税及び地方消費税の減額でございます。

収益的支出の補正額は2,228千円の追加で、補正後の事業費用合計は1億28,209千円となっております。

議案第5号は、監査委員の選任についてでございます。

議会選出の監査委員として、美浜町大字三尾589番地、鈴木基次氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

諮問第1号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております美浜町大字三尾1748番地の2、左留間清美氏の任期が6月30日までとなっております。任期を迎えるにあたり、ぜひとも引き続き委員をお願いしたい旨をお伝えしましたところ、快くお引受けいただきましたので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

以上、本臨時会に提案いたしました報告2件、議案5件、諮問1件について提案理由を申し上げます。何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） 日程第17 報告第1号 専決処分事項の報告（令和4年度美浜町一般会計補正予算（第5号））についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（太田康之君） 報告第1号 専決処分事項の報告（令和4年度美浜町一般会計補正予算（第5号））について細部説明を申し上げます。

本専決処分事項については、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ4億50,000千円を追加し、補正後の歳入歳出の予算の総額を48億63,732千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページの地方交付税、普通交付税1億50,000千円の減額は、財源調整によるものでございます。

寄附金、一般寄附金、ふるさと納税寄附金6億円の追加は、ふるさと納税寄附金が大幅に増加したことによる追加でございます。

次に、歳出について申し上げます。

8ページの総務費、総務管理費、企画費4億50,000千円の追加は、ふるさと納税返礼及び事務手数料の追加で、多額の寄附金が寄せられたことによるものでございます。返礼品等の予算が不足となるため、令和4年12月28日付でやむなく専決処分をさせていただきましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。2番、北村議員。

○2番（北村龍二君） たくさんのふるさと納税していただいてよかったです。これ、どれぐらい、現状、本日現在でもいいですけれども、どれぐらいたまっているのかと、そしてもう一点、今年度末どれぐらいたまるのか。予想をちょっとお願いします。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（太田康之君） お答えします。

まず、現状というのは、今日現在というのはちょっとまだ集計できていないので申し訳ないんですが、1月末現在でご報告させていただきます。

寄附金額については、1月末現在で8億84,000千でございます。これ、申込みベースなんで、キャンセルが出たりとかした場合はちょっと若干減る場合がありますが、今の現状としてはそういうところでございます。

年度末なんですけど、まだこの集計できていないということなんですけど、一応その予算計上の金額といたしまして9億を想定しております。ただ、これがもう少し増えればなという期待は持っているんですが、今の現状では9億というような予算で現状計画をしております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 2番、北村議員。

○2番（北村龍二君） ということは、何割何割で分配して、利益といいますか、言葉は違うかも分からないですけれども、どれぐらいプラスになるんでしょうか。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（太田康之君） もし仮に9億が入るということになると、

3億60,000千ぐらいを見込めるというような形とっております。これは、一応、寄附額に対する40%というような現状で報告します。

以上です。

○議長（谷重幸君） 2番、北村議員。

○2番（北村龍二君） 町長、3億60,000千また財調に、もちろん教育資金も入ってくると思うんですけども、どれぐらい見込めて、どれぐらいを財調で見ているかとか、その辺のちょっと大まかな指標ありましたら、お示してください。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 北村議員にお答えいたします。

3億60,000千ぐらいはこの9億から残るということですが、また教育の基金のほうへも積み込みまして、それは1億からぐらいかなというふうには考えておりますが、最終、まだそこら辺まで詰めておりませんが、2億60,000千程度のまた新しい肉づけができたというふうにも考えております。全部積むというよりも、肉づけの部分でまたいろんな施策ができればというふうにも考えております。

以上です。

○議長（谷重幸君） いいですか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、報告第1号 専決処分事項の報告（令和4年度美浜町一般会計補正予算（第5号））については、承認することに決定しました。

日程第18 報告第2号 専決処分事項の報告（令和4年度美浜町一般会計補正予算（第6号））についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。子育て健康推進課長。

○子育て健康推進課長（谷輪亮文君） 報告第2号 専決処分事項の報告（令和4年度美浜町一般会計補正予算（第6号））について細部説明を申し上げます。

本専決処分事項については、昨年12月2日の国の第2次補正において措置された物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策において、全ての妊婦や子育て世帯が安心して出産・子育てができる環境整備を目的として、妊娠届を提出し、面談とアンケートに回答された妊婦に対して、出産応援給付金として5万円を支給し、出生届を提出し、面談とアンケートに回答された養育者に対して、子育て応援寄附金として5万円を支給する出産・子育て応援給付金事業を実施するため、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,430千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を48億69,162千円とするもので

ございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページの地方交付税、普通交付税905千円の追加は、財源調整でございます。

県支出金、県補助金、衛生費県補助金4,525千円の追加は、出産・子育て応援給付金支給事業に係る補助金でございます。事業費の6分の5が県補助金、残りの6分の1が町負担で全額交付税措置でございます。

8ページの歳出についてご説明申し上げます。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費5,430千円の追加は、需用費19千円は消耗品費、役務費11千円は郵便料、扶助費5,400千円は出産応援給付金対象者見込み20名と、出産応援給付金及び子育て応援給付金対象者見込み44名に支給する給付金でございます。

遡及分として、令和4年4月1日から事業開始日の令和5年1月23日までに妊娠届または出生届を提出した対象者全員に、1月23日に給付等に関するご案内を発送し、2月6日までに申請された方には、書類を審査の上、昨日2月20日に1回目を支給済みでございます。以後は毎月10日、20日もしくは25日に支給いたします。

今回、対象者の方に少しでも早く支給するため、やむなく令和5年1月23日付で専決処分させていただきましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会の報告し、ご承認をお願いするものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、報告第2号 専決処分事項の報告（令和4年度美浜町一般会計補正予算（第6号））については、承認することに決定しました。

日程第19 議案第1号 工事委託契約の変更についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） 議案第1号 工事委託契約の変更について細部説明を申し上げます。

令和4年度における町道吉原36号線寺田橋架け替え工事につきましては、令和4年3月議会において99,750千円の契約金額で議決をいただき、同年4月1日付で和歌山

県と協定書を締結、その後、委託して建設工事を進めてきました。令和4年度に係る工事が完成し、全ての事業費が確定することとなりますので、和歌山県との間で締結している協定書中の金額を91,847,700円に減額変更する必要があるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、令和2年度から始まった一連の町道吉原36号線寺田橋架け替え工事は、令和4年度をもって全て完成したことになります。

補足といたしまして、工事等に関する資料をお手元に配付させていただいております。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第1号 工事委託契約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第2号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 議案第2号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第7号）について細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ483千円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を48億68,679千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明いたします。

6ページの地方交付税、普通交付税265千円の追加は、財源調整によるものでございます。

国庫支出金、国庫補助金、衛生費国庫補助金、清掃費補助金580千円の減額と、県支出金、県補助金、衛生費県補助金、清掃費補助金580千円の減額は、ともに浄化槽設置整備事業費補助金で、今年度の申請者がなかったことによる減額でございます。

県委託金、総務費県委託金、選挙費委託金412千円の追加は、県議会議員選挙委託金でございます。

次に、歳出について申し上げます。

8ページの総務費、選挙費、県議会議員選挙費412千円の追加は、役務費で入場券の

郵送費用と、委託料で同じく入場券の発送、発券処理費用でございます。

衛生費、清掃費、し尿処理費3,929千円の減額は、浄化槽設置整備事業で申請者がなかったことによるものでございます。

農林水産業費、農業費、農地費1,596千円の追加は、電気料金の高騰による下水道事業会計農集分での追加補正分でございます。

土木費、都市計画費、下水道費1,438千円の追加は、電気料金の高騰による下水道事業会計公共分での追加補正分でございます。

歳出の補正についてご説明申し上げました。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 地方交付税につきまして、先ほど来の補正予算でも1億数千万円の補正が入っておりましたが、交付される額、余剰という用語がありますが、それとのそごはいかほどになっているのか。誰が見ても1億数千万円の留保分あると思いますが、また、なぜそのような額になったのか、そのあたりの考察も含めてお答え願いたい。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 普通交付税の本年度の見込みにつきましては、昨年度並みの17億12,000千程度の普通交付税を見込んでおるところです。この理由につきましては、今年度までのコロナの交付金等がありまして、また、国の再算定による増額があったことによるものでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 今のご答弁ですと、約2億円ぐらいまだ留保されているということですのでよろしいんですね。17億1,200何がしと、補正があつて15億約20,000千ですのでね。この2億円が今のコロナの交付金云々ということで、その額でちょっと理解し難いんですが、もう少し分かりやすく説明を願いたい。と申しますのは、やはり基準需要額、収入額との関係からすれば、こんなに2億、ということは10%以上も再算定があるかならうかというのは非常に大きな問題だと思いますし、これは次年度に影響はしないのかとかいろんな心配があつたり、懸念するところが私の中にもございますので、3月当初議会でもいろんなことを質疑させていただく中で参考にしたいと思っておりますので、もう一度ご説明願いたい。細かい数字が出るのであれば、また別の機会にお聞きしに行つてもいいですが。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） すみません、詳細については、今ここでちょっと詳しく説明することはできませんので、また改めてご提示させていただきたいと思っております。どうもすみません。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第2号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第7号）については、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第3号 令和4年度美浜町下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 議案第3号 令和4年度美浜町下水道事業会計補正予算（第3号）について細部説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出の補正をお願いするものでございます。

それでは、6ページ、補正予算実施計画の見積基礎、収益的収入についてご説明いたします。

営業外収益、他会計補助金3,034千円の追加は、電気料金の高騰による動力費の追加に伴う一般会計補助金の追加でございます。

補正後の事業収益合計は2億22,276千円でございます。

次に、8ページの補正予算実施計画の見積基礎、収益的支出についてご説明いたします。

営業費用、管渠費155千円、処理場費3,179千円の追加は、電気料金の高騰による動力費の追加でございます。

営業外費用、消費税及び地方消費税300千円の減額は、動力費の追加によるものでございます。

補正後の事業費用合計は2億22,276千円でございます。

最後に、10ページは、補正後の予定キャッシュ・フロー計算書で、資金期末残高は4,002千円の予定でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第3号 令和4年度美浜町下水道事業会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第4号 令和4年度美浜町水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 議案第4号 令和4年度美浜町水道事業会計補正予算（第4号）について細部説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的支出の補正をお願いするものでございます。

それでは、4ページの補正予算実施計画の見積基礎、収益的支出についてご説明いたします。

営業費用、原水及び浄水費2,450千円の追加は、電気料金の高騰による動力費の追加でございます。

営業外費用、消費税及び地方消費税222千円の減額は、動力費の追加によるものでございます。

補正後の事業費用合計は1億28,209千円でございます。

次に、6ページは、補正後の予定キャッシュ・フロー計算書で、資金期末残高は2億15,662千円を予定してございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第4号 令和4年度美浜町水道事業会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第5号 監査委員の選任についてを議題とします。

鈴川議員には、地方自治法第117条除斥の規定により、しばらくの間退場を求めます。

（鈴川議員退場）

本件、直ちに質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第5号 監査委員の選任については、同意することに決定しました。

除斥の議事が終了しましたので、鈴川議員の再出席を求めます。

（鈴川議員入場）

鈴川議員が再出席されました。議案第5号 監査委員の選任については、同意することに決定したことを告知します。

日程第24 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件、直ちに質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

人権擁護委員の推薦につき、原案を適任と認める方の挙手を求めます。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任と認めることに決定しました。

しばらく休憩します。

午前十一時三十二分休憩

—————・—————

午前十一時三十三分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

お諮りします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配りました議会の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

これを追加日程第25として議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査の件を追加日程第25とし、議題とすることに決定しました。

追加日程第25 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和5年美浜町議会第1回臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

午前十一時三十四分閉会